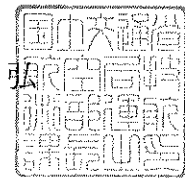




国空航第184号
平成20年6月10日

財団法人日本航空協会
会長 近藤 秋男 殿

国土交通省航空局技術部
運航課長 高橋 和



北海道洞爺湖サミット開催に伴う飛行制限区域の
設定について

北海道洞爺湖サミットが開催されることに伴い、サミット開催期間中及びその前後において、航空機利用のテロを未然に防止する対策の一環として、航空法施行規則第173条の規定に基づき飛行制限区域を定める告示（平成20年、国土交通省告示第710号）が公布されたので、貴団体傘下会員に対し周知徹底するよう取り計らわれたい。

なお、本件については、ノータムにより公示されることを申し添える。

○国土交通省告示第七百十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第七十三条の規定に基づき、飛行制限区域を定める告示を次のように定める。

平成二十年六月十日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

飛行制限区域を定める告示

次の表の区域の欄に掲げる区域を同表の期間の欄に掲げる期間飛行制限区域とし、同表の条件の欄に掲げる条件をその上空における航空機の飛行を禁止する条件とする。

| 区 域 | 期 間 | 条 件 |
|--|---------------------------|--|
| ザ・ウインザーホテル洞爺（北緯四十二度三十五分三十秒東経百四十四度四十五分三十秒）を中心とする半径二十五海里の円内の区域 | 平成二十年七月六日午前零時から同月十日午前零時まで | 次の各号のいずれにも該当しない飛行であること。 一 海上保安庁の使用する航空機による警備を任務とする飛行 二 自衛隊の使用する航空機による要人輸送又は監視等を任務とする飛行 三 都道府県警察の使用する航空機によ |

| |
|---|
| |
| |
| る警備を任務とする飛行 四 気象状況、交通状況等を踏まえ、航空交通管制機関から飛行制限区域を飛行することを指示された飛行 |